

(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区  
土地区画整理事業

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に  
該当すると認める地域を記載した書類

平成 29 年 6 月

埼 玉 県



## 第 1 章 事業者の氏名及び住所

### 1. 名称

埼玉県

### 2. 代表者の氏名

埼玉県知事 上田清司

### 3. 所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

## 第 2 章 対象事業の目的及び概要

### 1. 対象事業の名称

#### 1.1 名称

(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業

#### 1.2 種類

土地区画整理事業（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 20 号 ロ）

#### 1.3 所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷の一部

### 2. 対象事業の目的

対象事業実施区域が所在する鶴ヶ島市は首都圏中央連絡自動車道と関越自動車道の結節点に位置し、2 つのインターチェンジが立地するなど、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。

対象事業実施区域は圏央鶴ヶ島 IC 東側に隣接し、埼玉県農業大学校及び農林総合研究センター園芸研究所鶴ヶ島試験地（以下、「農業大学校」という。）が所在していた県有地である。（農業大学校は平成 27 年 4 月に熊谷市に移転。）

圏央鶴ヶ島 IC に隣接する貴重な土地であることから産業用地として活用するとともに、残された豊かな自然環境に配慮し、産業集積と緑地の保全が両立した土地活用を図っていく。

県では、成長が見込まれる先端産業分野の実用化、製品化、事業化を支援し、先端産業の育成・県内集積を目指す「先端産業創造プロジェクト」を展開しており、産業用地には研究開発機能等を有する事業者を誘致することとし、先端産業をはじめとする次世代産業の集積拠点の一つとして活用を図っていく。

### 3. 対象事業の実施区域

対象事業実施区域は、鶴ヶ島市の南端部（大字太田ヶ谷地内）、圏央鶴ヶ島 IC 東側に位置している。対象事業実施区域は、北東に緩やかな傾斜はあるものの、ほぼ平坦な地形となっており、標高は 38.8m～45.1m と高低差約 6.3m である。土地利用は農業大学校跡地のため更地となっており、対象事業実施区域の外周及び対象事業実施区域内の水路周辺にまとまった樹林地がある。

対象事業実施区域は、全域が都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域外となっている。対象事業実施区域の流末は対象事業実施区域内の水路から大谷川雨水幹線に流入し、一級河川越辺川へ合流している。周囲には大きな河川はなく災害の少ない地域である。

対象事業実施区域周辺の道路状況は、北西側に首都圏中央連絡自動車道が通っている。また、対象事業実施区域北側の一部を横断するように都市計画道路川越鶴ヶ島線が計画されており、鶴ヶ島市が整備を進めている。さらに、対象事業実施区域南側には都市計画道路川越日高鶴ヶ島線が計画されている。

4. 対象事業計画の規模

対象事業実施区域の規模は 39.2ha である。

5. 対象事業計画の実施期間

対象事業の実施期間は、表 2-1 のとおり予定している。

表 2-1 対象事業計画の実施期間

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
環境影響評価	■■■■■			
造成工事		■■■■■		

### 第 3 章 環境に影響を及ぼす地域

#### 1. 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3km 以内の地域」を基準として設定した。

#### 2. 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 3-1 に示すとおり、以下の 5 市とする。

- ・ 埼玉県鶴ヶ島市
- ・    "   川越市
- ・    "   狭山市
- ・    "   坂戸市
- ・    "   日高市

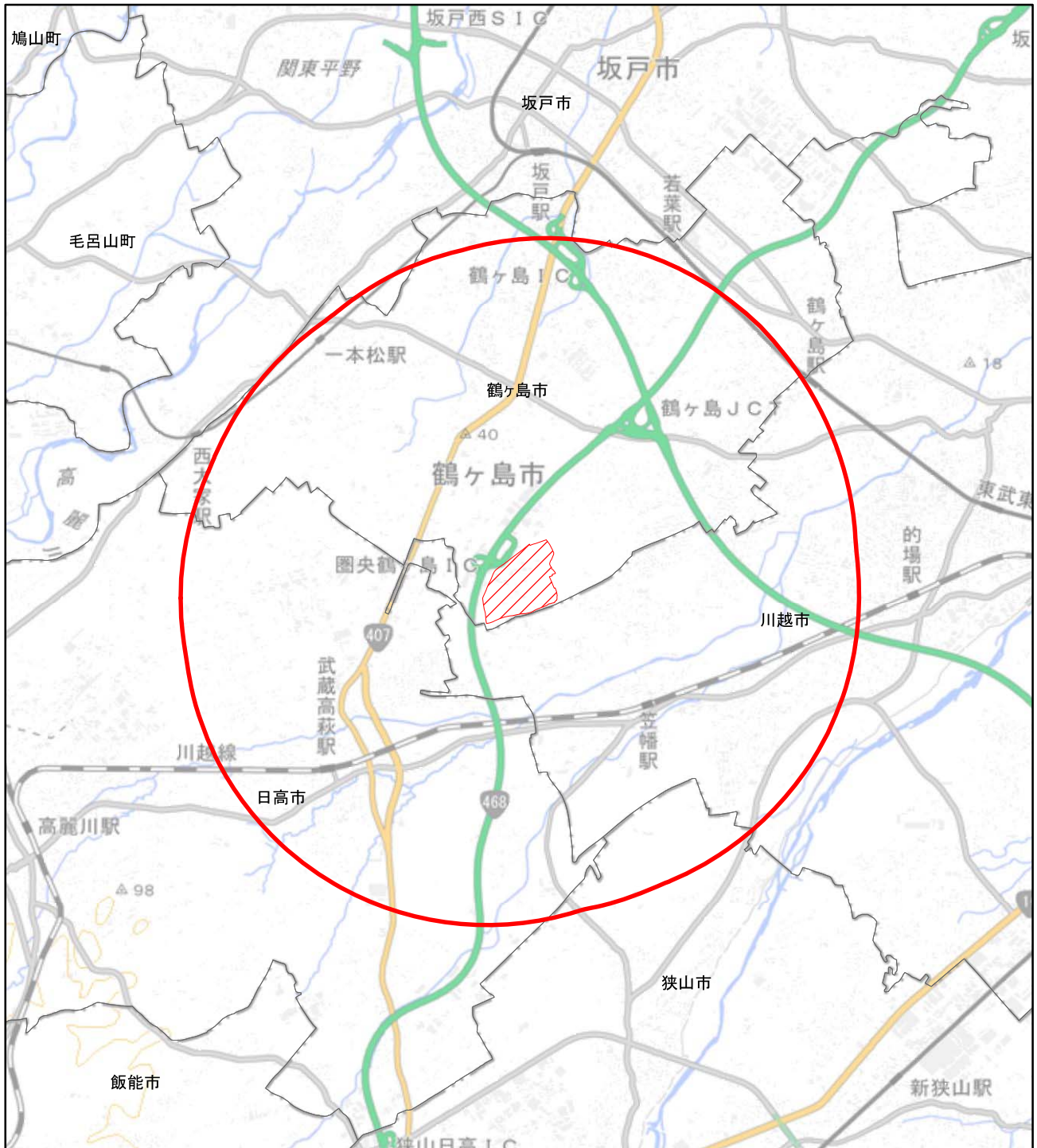




図3-1 調査対象範囲図

凡例

-  対象事業実施区域
-  調査対象範囲(対象事業実施区域の周辺3km)

